

福祉施設経営指導事業実施要綱

（趣旨）

第1条 埼玉県内の社会福祉施設の適正かつ安定的な経営と入所者処遇の向上等を目指して、社会福祉法人及び社会福祉施設が行う運営の取り組みに対し、専門家による指導・助言を行う体制を整備し、もって社会福祉施設の施設運営全般の質的向上に資することを目的とする。

（事業の実施）

第2条 この事業は、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に組織された埼玉県社会福祉法人経営者協議会（以下「県経営協」という。）が実施する。

（事業の内容）

第3条 次の事項に関する助言、指導援助及び巡回相談等とする。

- ア 入所者処遇に関すること。
- イ 施設経営に関すること。
- ウ 職員待遇に関すること。
- エ 会計、税務に関すること。
- オ 安全、衛生管理に関すること。
- カ その他社会福祉施設の運営に関すること。

2 本事業に基づく助言、指導援助及び巡回相談等を受ける法人・施設からは費用を徴しないものとする。

（事業の対象）

第4条 この事業は、社会福祉施設を経営する全ての社会福祉法人等を対象とする。

（福祉施設経営指導員の設置）

第5条 この事業を実施するため、県経営協に「福祉施設経営指導員（以下「経営指導員」という。）」を置くものとする。

- 2 任命に当たっては、県社協会長が県経営協会長の推薦を得て行うものとする。
- 3 経営指導員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

（経営指導員の要件）

第6条 経営指導員は、人格見識が高く、社会的信望があり、当該業務に熱意を有する者であって、次の要件を満たす者であること。

（1）次のいずれかに該当する者であること。

- ア 社会福祉施設の経営全般に関して専門的な知識経験を有する者であり、社会福祉施設の施設長等として概ね5年以上従事した者、あるいはこれと同等以上の知

識経験を有する者であること。

イ 社会福祉施設の入所処遇に関して専門的な知識経験を有する者であり、社会福祉施設の直接処遇職員等として概ね5年以上従事した者、あるいはこれと同等以上の知識経験を有する者であること。

ウ 社会福祉行政に関して専門的な知識経験を有する者であり、都道府県指定都市本庁等において社会福祉行政に概ね5年以上従事した者、あるいはこれと同等以上の行政経験を有する者であること。

エ その他社会福祉施設の運営上必要な事項に関して専門的な知識経験を有する者であり、社会福祉施設の運営上必要な経理、人事等について専門的な知識経験を有する者、または、社会福祉施設等の事務職員として概ね5年以上従事した者、あるいはこれと同等以上の知識経験を有する者であること。

(2) 社会福祉施設を運営する社会福祉法人等の役員、職員である者は原則として経営指導員となることはできない。

(3) 経営指導員は、業務の遂行に当たっては、社会的批判を招くことの無いように公平を期すとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

(4) 経営指導員は、その業務を行うに当たって経営指導員であることを証明する証票を携帯すること。

(福祉施設経営指導連絡協議会の設置)

第7条 この事業の円滑な実施を図るため、県経営協に福祉施設経営指導連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置するものとする。

2 連絡協議会は、経営指導員と埼玉県本庁の社会福祉施設担当職員等をもって構成するものとし、年度当初、年度末を含め毎年度最低3回以上開催することとし、さらに事業が円滑に実施されるよう適宜開催すること。

(実施の細目等)

第8条 この事業の詳細については、別に知事が定めるものとする。

(補助額)

第9条 県は、社会福祉施設の施設運営全般の質的向上を図るため、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第58条第2項から第4項まで、社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例(昭和38年埼玉県条例第15号)及び補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

3 この事業に対する補助額は、次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める県社協の対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係

る収入額（寄附金を除く）を控除した額とを比較して少ない方を選定する。

1 種目	2 基準額	3 対象経費
福祉施設 経営指導 事業費	知事が定める額	福祉施設経営指導事業の活動に必要な報酬、給料、職員 手当、賃金、報償費、旅費、庁費（備品費、消耗品費、 印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会 議費、手数料）、委託料

（補助金の申請及び交付）

- 第10条 県社協は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式第1号又は第1号の2による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書の提出期限は、毎会計年度知事が定めるものとし、補助金の交付の申請をしようとする県社協に対し通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の申請書を受理したときはこれを審査し、補助することを適当と認めるときは、様式第2号により交付決定通知書を県社協に通知し、補助金を交付するものとする。

（交付の方法）

- 第11条 この補助金は、概算払いで交付する。

（補助事業の遂行状況報告）

- 第12条 県社協は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

（実績報告書の提出）

- 第13条 県社協は、年度ごとの事業実施状況を様式第3号により、事業の完了後（補助事業の廃止、会計年度終了の場合を含む。）1月以内に知事に報告するものとする。

（書類の整備保管）

- 第14条 県社協は、補助事業に係る収支及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備しておかなければならない。
- 2 前項の規定する帳簿および証拠書類は、当該補助事業の完了の属する会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年7月25日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年12月28日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年7月23日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月11日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月29日から適用する。